

専門学校 富士リハビリテーション大学校 成績評価に関する規程

令和 2 年 4 月 1 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、専門学校 富士リハビリテーション大学校学則第 14 条の規定に基づき成績評価に関する事項を定める。

(成績評価の方法)

第 2 条 成績評価は、科目ごとに筆記試験、実技試験（OSCE 含む）、行動観察、レポートの他、担当教員が定める方法で行う。

2 各科目の成績評価方法についてはシラバスに明記する。

(成績評価の基準)

第 3 条 成績評価の基準は、学則第 14 条の 3 で規定する A、B、C、F のうち、A を S と A に、C を C と C- に細分化した 6 段階とする。

2 点数の基準は以下のとおりとし、S、A、B、C、C-を合格とし、F を不合格とする。

評価	評定の目安	合否	到達度
S	100 点～90 点	合格	到達目標を十分に達成し、優れた成果をおさめている。
A	89 点～80 点		到達目標を十分に達成している。
B	79 点～70 点		到達目標を達成している。
C	69 点～60 点		到達目標を最低限達成しているが十分ではない。
C-	再試験 60 点以上		到達目標を最低限達成しているが定着には程遠い。
F	再試験 59 点以下	不合格	到達目標を達成していない。

(FRI-GPA 制度)

第 4 条 専門学校 富士リハビリテーション大学校における GPA 制度（FRI-GPA 制度）を以下のように規定し、客観的な成績評価に活用する。

(1) FRI-GPA (Grade Point Average) の定義 各授業科目 6 段階の成績評価に対応して GP (グレードポイント) を付与して算出する 1 科目当たりの平均値。

(2) 目的 学生の総合的な学力到達度を評価する。

(3) GP (Grade Point) GP は以下のとおりとする。

成績	S	A	B	C	C-	F
GP	4.5	4	3	2	1.5	0

(4) GPA の種類、計算方法 GPA の種類、計算方法は以下のとおりとする。

① 学期 GPA : 当該学期で得た GP 合計を当該学期の開講科目数で除して算出する。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期で得た GP の合計}}{\text{当該学期で開講している科目の数}}$$

② 学年 GPA : 当該学年で得た GP 合計を当該学年の開講科目数で除して算出する。

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{当該学年で得た GP の合計}}{\text{当該学年で開講している科目の数}}$$

③ 通算 GPA : 在学全期間で得た GP 合計を在学全期間の開講科目数で除して算出する。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{在学全期間で得た GP の合計}}{\text{在学全期間で開講している科目の数}}$$

(5) GPA の対象科目 原則として全科目を対象とする。ただし、課外授業、入学前に修得して本校の単位として認定された科目は対象外とする。入学前に修得して本校の単位として認定された科目

がある場合、その科目数を開講している科目数より除いた数を開講している科目数として扱う。
(6) GPA の活用 GPA は学修指導、進級判定、卒業判定、表彰者選考などにおいて活用する。

(成績の通知および記載)

- 第 5 条 成績評価の結果は、当該学期終了後または当該学年終了後に本人および保証人に通知される。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業年次の成績通知に関しては卒業発表と同時に行う。
 - 3 成績表には、第 3 条の 6 段階での評価および学期 GPA、学年 GPA、通算 GPA を記載する。
 - 4 成績証明書には、第 3 条の 6 段階での評価のうち C を C と C- に細分化せず 5 段階評価として記載し、GPA は記載しないこととする。

(その他)

第 6 条 本規定の改訂は、運営会議の議を経て学校長が行う。

附 則 この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 2 年度入学生から適用とする。